

次世代ネットワーク型監視カメラのプライバシー保護研究専門委員会議事録(案)	
会議名	第8回 次世代ネットワーク型監視カメラのプライバシー保護研究専門委員会
日程	2017年01月18日(水)16:00～18:00
場所	産業技術大学院大学 265 会議室
出席者 (敬称略)	計15名
議題	1. 前回議事録の確認 2. 監視カメラガイドライン 3. 次年度の取り組み方針 4. その他
配布資料	20170118-00 第7回議事録 20170118-01,02 開催通知およびアジェンダ(第6回研究会資料) 20170118-03,04 ネットワーク型監視カメラシステムガイドライン 20170118-05 稲本オブザーバー 常習万引・集団窃盗未然防止 20170118-06 本玉委員 次年度の計画
No	議事詳細
1	議事録およびスケジュール <ul style="list-style-type: none"> 12月の議事録は頂いた修正を反映後、承認とする。(瀬戸) 万防機構から頂いた情報を展開した。オフライン限定での利用とする。(瀬戸)
2	ネットワーク型監視カメラシステムガイドライン <ul style="list-style-type: none"> 資料に基づいて説明。(浦田) 法的適合だけでなく IoT セキュリティ的な観点からのガイドライン策定が重要(瀬戸)。 対象システムの類型はどのようなものか。万引き犯の顔を他店舗と共有するものも対象なのか。(委員意見) <ul style="list-style-type: none"> 各社のカタログに掲載された実製品ベースで分類している。複数の会社にまたがって一つのシステムを利用するかどうかは考慮していない。個別のユースケースについては、別途リスクアセスメントを行うことが望ましい(瀬戸)。 P34の想定利用者にある従来の「カメラの設置者」は「カメラシステムの設置者」が望ましいのではないか。(委員意見) <ul style="list-style-type: none"> 修正し、従来は設置者と運用者が分けられていないことを明確化する。(瀬戸) 改正個人情報保護法では、個人情報の利用を行う者と、運用の委託者との関係になる。サーバなどの物理的な関係と個人情報の利活用を行う者は無関係になる。(委員意見) 現行より基準が厳格化されている点と、緩くなっている点がある。設置表示は個人情報保護法で必須ではないが、このガイドラインに従うと設置が必須化される。(委員意見) <ul style="list-style-type: none"> 現状のガイドブック等でも張り紙は必要と記載されている。ネット記載でも良いと思うのだが、国としてはインターネット環境がない被撮影者を考えて、張り紙としている。法令遵守に留まらず、必要なリスクアセスメントを行うことを推進したい。(瀬戸) ベンダーはリスクアセスメントについて反対する立場にない。また、違和感はない。

	<p>いが、ステレオタイプに実施する段階には達していない。(委員意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 義務規定について、従来ガイドラインとの対応関係はどのようになっているのか。(委員意見) <ul style="list-style-type: none"> ● P4 にあるように、ガイドラインの位置づけはすべてのグレードに対応しているわけではない。万一の際に、適切な対応がされていると免責とされる事項が多くなったり、罰則が軽減されたりするなどといった効果は規定できる。(瀬戸) ● サービスとして物を販売するだけに留まらず、リスク評価も行えたほうが良い認識はある。(委員意見) ● 販売の際、ネットワーク構成やソフトウェアでの証跡管理要件等の指針はがあると良いが、厳格すぎると業界によってはコストに見合わなくなる。着地点の議論が必要。(委員意見) ● 不正アクセス禁止法ができるまでは刑法で対応するしかなかった。同様に、監視カメラも不正を行ったものに対し、どのように法的な罰則適応するかを含めた議論が必要である。(委員意見) ● 映像の匿名加工とはどういう意味か。(委員意見) <ul style="list-style-type: none"> ● 年代推定等、統計データの作成を想定している。(瀬戸) ● アバター化や PET も匿名加工の方向性としてはあり得るのではないか。(委員意見) ● 一部のベンダーで PIA の実施に反対する意見もあるが、PIA はベンダーに負荷が発生するものでなく、データ所有者、利用者である。リスクを追うのはデータ所有者利用者であり、PIA の責務がある。PIA を実施することで、EU のように免責などがあれば、普及が進む(瀬戸)。 ● ベンダーはシステムを売るだけでなく、システムを運用するサービスビジネスを手がけるようになってきているので、線引きが簡単ではなくなっている。ベンダーの立場として PIA を反対はしていない(委員意見)。 ● マニュアルや分野別のテンプレートを整備することにより、実施コストが下がる(瀬戸)
3	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本インタラクティブ広告協会が PIA ガイドラインを3月に発行するなどの動きがある。調査したい(瀬戸) ● 次年度は TIC で実施することになっている。カメラシステムを提供する会社も明確になった。本日は担当委員が欠席しているが、次回3月の委員会で具体的な進め方を説明したい。 ● 2月は事前調整のため、委員会は開催しない。 ● 3月に今年度の成果を製本化してお渡りする。(瀬戸)
4	<p>次回の委員会予定(瀬戸) 日時:3月22日(水)16:00~18:00 場所:産業技術大学院大学 会議室 議題案:次年度の進め方 2016年の成果物の引き渡し その他</p> <p style="text-align: right;">以上</p>